

## 10月広報事項①

### 【件名】

10月は不正軽油防止強化月間です

### 【内容】

10月は、不正軽油防止強化月間です。

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為です。

東京都では、不正軽油を一掃するため、調査の手掛かりを探しています。不正軽油に関する情報をお持ちの方は、不正軽油 110 番（0120-231-793）へご連絡ください。

また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、幹線道路、高速道路パーキングエリアや工事現場等にて燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

詳しくは、東京都主税局課税部課税指導課（03-5388-2958）へお問い合わせください。

# 10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為です。

東京都では、不正軽油を一掃するため調査の手掛かりを探しています。不正軽油に関する情報がありましたら、不正軽油 110 番までご連絡ください。

不正軽油 110 番  
0120-231-793  
メール S0000106@section.metro.tokyo.jp

また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、幹線道路、高速道路パーキングエリアや工事現場等にて燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

詳しくは、東京都主税局課税部課税指導課（03-5388-2958）までお問い合わせください。

東京都主税局ホームページ

主税局 不正軽油

検索

## 10月広報事項②

### 【件名】

### 大法人の電子申告が義務化されました

### 【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

また東京都では、令和2年10月発送分から対象法人への申告書類送付物を変更しています。

## 大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

### ■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

### ■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

### ■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

### ■ 対象申告書等

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。

[東京都主税局ホームページ](#)

[東京都主税局](#)

検索



●電子申告の利用方法や利用手続について

[eLTAX ホームページ](#)

[エルタックス](#)

検索

●国税(法人税・消費税等)の電子申告義務化について

[e-Tax ホームページ](#)

[イータックス](#)

検索

## 10月広報事項③

【件名】

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

# 中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問合せ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
- ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
- ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

## 10月広報事項④

### 【件名】

**自動車税種別割の減免更新申立書の提出をお忘れなく！**

### 【内容】

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、9月30日（水）に「自動車税（種別割）減免の更新手続きについて」をお送りしています。

自動車税の減免を継続するために必要な手続きですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して10月30日（金）までにご提出ください。

なお、ご提出のない場合は令和3年度の減免が受けられなくなりますのでご注意ください。ご不明な点がございましたら、東京都自動車税コールセンター（03-3525-4066）へお問い合わせください。

## 自動車税種別割の減免更新申立書の提出をお忘れなく！

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、9月30日（水）に「自動車税（種別割）減免の更新手続きについて」をお送りしています。

自動車税の減免を継続するために必要な手続きですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して10月30日（金）までにご提出ください。

なお、ご提出のない場合は令和3年度の減免が受けられなくなりますのでご注意ください。

### 【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）



## 10月広報事項⑤

### 【件名】

### 認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます

### 【内容】

令和4年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）、当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額されます。

減額の対象となる住宅の要件として、令和4年3月31日までの間に新築された住宅であること、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること、居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること、1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）が必要です。

減額を受けるには申告が必要です。23区内の住宅については、「固定資産税減額申告書」に必要事項をご記入の上、必要書類（認定通知書の写し等）とともに、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日（令和2年度は令和3年2月1日）までに、当該住宅の所在する区にある都税事務所へ申告してください。

23区外の住宅を新築した場合の手続きは、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

## 認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

### 減額の対象となる住宅

- ① 令和4年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④ 1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）

### 減額される期間・税額

**減額される期間** 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

**減額される税額** 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日（令和2年度は令和3年2月1日）までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

## 10月広報事項⑥

### 【件名】

### 不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

### 【内容】

令和4年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格(評価額)から1,300万円(価格が1,300万円未満である場合はその額)が控除されます。

この特例適用の対象となる住宅の要件として、令和4年3月31日までの間に取得した住宅であること、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること、1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること(ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下)が必要です。

認定長期優良住宅についての特例適用を受けるためには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

## 不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格※から1,300万円(価格が1,300万円未満である場合はその額)が控除されます。

※ 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格(評価額)をいいます。

### 特例の対象となる住宅 \*長期優良住宅の認定基準(床面積要件等)とは異なります

- ① 令和4年3月31日までの間に取得した住宅であること  
(認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。)
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること(ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下)

### 【税額の算出方法】

住宅の価格 - 1,300万円 = 課税標準額

課税標準額 ×  $\frac{3}{100}$  (税率) = 税額

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、  
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都 主税局

検索

【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

## 10月広報事項⑦

### 【件名】

### 小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

### 【内容】

東京都では、中小企業者等を税制面から支援するため、昨年度に引き続き、23区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税について、令和2年度分の税額を2割減免します。

減免を受けるためには申請が必要です。ただし、同一区内で前年度に減免を受けられた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

また、こちらの申請については、東京共同電子申請・届出サービスを利用したインターネットでのお手続きもできます。

詳しくは、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

昨年度に引き続き、令和2年度も

## 小規模非住宅用地の

## 固定資産税・都市計画税を減免します

23区内



**減免対象** 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分  
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限ります。

**減免割合** 固定資産税・都市計画税の税額の2割

**減免手続** 減免を受けるためには、申請が必要です。  
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、「固定資産税の減免手続きのご案内」を送付します。  
減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続きもできます。

【お問合せ先】 土地が所在する区にある都税事務所

## 10月広報事項⑧

### 【件名】

住宅建替え中も固定資産税・都市計画税（土地）の住宅用地の特例が継続されます（23区内）

### 【内容】

毎年1月1日に住宅の敷地になっている土地（住宅用地）は、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例により、税負担が軽減されています。既存の住宅を取り壊し、1月1日に住宅を新築中の土地や建替え予定地は、原則として住宅用地の特例が適用されませんが、23区内では所定の要件すべてに該当する場合は、申告により住宅用地の特例が継続して受けられます。

（令和3年度向け 該当要件）

- ① 令和2年1月1日現在、住宅用地であったこと
  - ② 令和3年1月1日現在、住宅の新築工事に着手していること（令和3年1月1日までに住宅の新築について建築主事または指定確認検査機関が確認申請書を受領していることが確認でき、かつ、3月末日までに着工した場合も、同様に取り扱います。なお、事前審査のための確認申請書の提出は該当しません。）
  - ③ 住宅の建替えが、令和2年1月1日における建替え前の住宅の敷地と、同一の敷地で行われていること
  - ④ 住宅の建替えが、令和2年1月1日における建替え前の住宅の所有者と、同一の者により行われていること
- ※ 要件の詳細については、土地の所在する区にある都税事務所（土地班）までお問い合わせください。

# 住宅建替え中でも 固定資産税・都市計画税（土地）の 住宅用地の特例が受けられます！（23区内）

毎年1月1日に住宅の敷地になっている土地（住宅用地）は、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例により、**税負担が軽減**されています。既存の住宅を取り壊し、1月1日に住宅を新築中の土地や建替え予定地は、原則として住宅用地の特例が適用されませんが、23区内では所定の要件すべてに該当する場合は、申告により住宅用地の特例が継続して受けられます。

### <令和3年度向け該当要件>

- ① 令和2年1月1日現在、住宅用地であったこと
- ② 令和3年1月1日現在、住宅の新築工事に着手していること  
（令和3年1月1日までに住宅の新築について建築主事または指定確認検査機関が確認申請書を受領していることが確認でき、かつ、3月末日までに着工した場合も、同様に取り扱います。なお、事前審査のための確認申請書は該当しません。）
- ③ 住宅の建替えが、令和2年1月1日における建替え前の住宅の敷地と、同一の敷地で行われていること
- ④ 住宅の建替えが令和2年1月1日における建替え前の住宅の所有者と、同一の者により行われていること

\* 要件の詳細については、土地が所在する区にある都税事務所（土地班）へお問い合わせください。

## 10月広報事項⑨

### 【件名】

● **e L T A X 電子納税が大変便利です**

### 【内容】

地方税共通納税システムでのe L T A X電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はe L T A Xホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

# 地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

### ○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。

 税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

### ○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。

 納付事務の負担が軽減されます

### 取扱税目

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



## 10月広報事項⑩

### 【件名】

インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

### 【内容】

東京都主税局では、下表のとおりインターネット公売（動産、自動車、不動産等）を実施します。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>）をご覧ください。また、主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）までお問い合わせください。

# インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和2年9月25日（金）13時～令和2年10月12日（月）23時	
入札期間	令和2年10月16日（金）13時～ 令和2年10月18日（日）23時	令和2年10月16日（金）13時～ 令和2年10月23日（金）13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞からアクセスできます。 インターネット公売（動産、自動車、不動産等）をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ＜公売情報＞ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

＜メールマガジンのご案内＞ [https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail\\_magazine.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html)

主税局 メールマガ

検索

## 10月広報事項⑪

【件名】

都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました

【内容】

都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei\\_nouzei.html#L16](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)

# 都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税がスマートフォン決済アプリで  
納付できるようになり、都税の納付がさらに便利になりました。

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



## 納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取るにより納付することができます。

## 納付できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

## 利用できるアプリ

（令和2年8月1日時点）



## 注意事項

- **領収証書は発行されません。**※  
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。
- 納付手続き完了後に、**納付を取り消すことはできません。**
- 事前にアプリ内でお支払いに必要な金額をチャージする必要があります。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。  
主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納付の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局  
ホームページ



## 10月広報事項⑫

【件名】

**自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました**

【内容】

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

### 自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

◆令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車の税率

燃費基準達成度等	登録車 (新車・中古車)
電気自動車等	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成	
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成	1%
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成	2%
上記以外	3%

軽減後  
の税率



登録車 (新車・中古車)
非課税
1%
2%

【お問合せ先】  
東京都自動車税コールセンター  
03-3525-4066 (平日9時~17時)



## 10月広報事項⑬

【件名】

**新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制措置について（固定資産税・都市計画税）**

【内容】

### (1) 固定資産税・都市計画税の軽減措置

「中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置」

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減します。

### (2) 固定資産税の軽減措置

「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長」

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 税制措置について（固定資産税・都市計画税）



### (1) 固定資産税・都市計画税の軽減措置

「中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置」

#### 【概要】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減します。

一定の収入の減少（※1）があった中小事業者等（※2）の事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

※2 以下のいずれかの条件に該当する法人又は個人をいいます。

- (1) 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人（\*）
- (2) 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- (3) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

\* 次の法人は、資本金が1億円以下でも対象とはなりません。

- ① 同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ② 2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

軽減措置の対象となる納税義務者

適用要件	<p>令和3年2月1日（※）までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて都税事務所に申告した方に適用します。</p> <p>※法令上の申告期限である令和3年1月31日は日曜日のため、その翌日の令和3年2月1日（月）が申告期限となります。</p>						
申告方法	<p>東京都主税局HPをご覧ください。  <a href="https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_small.html">https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_small.html</a></p>						
<p>(2) <b>固定資産税の軽減措置</b>  <b>「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長」</b>  <b>【概要】</b>          生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。</p>							
軽減措置の対象	<p>各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規取得した固定資産について、以下の固定資産が新たに対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="371 808 1423 1429"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 808 810 864">対象の固定資産</th> <th data-bbox="810 808 1423 864">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 864 810 1128">事業用家屋</td> <td data-bbox="810 864 1423 1128"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○取得価額が120万円以上であること</li> <li>○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること</li> <li>○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1128 810 1429">構築物</td> <td data-bbox="810 1128 1423 1429"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○取得価額が120万円以上であること</li> <li>○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること</li> <li>○販売開始日が14年以内であること</li> <li>○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	対象の固定資産	要件	事業用家屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取得価額が120万円以上であること</li> <li>○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること</li> <li>○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること</li> </ul>	構築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取得価額が120万円以上であること</li> <li>○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること</li> <li>○販売開始日が14年以内であること</li> <li>○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること</li> </ul>
対象の固定資産	要件						
事業用家屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取得価額が120万円以上であること</li> <li>○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること</li> <li>○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること</li> </ul>						
構築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取得価額が120万円以上であること</li> <li>○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること</li> <li>○販売開始日が14年以内であること</li> <li>○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること</li> </ul>						
適用期間	<p>令和2年4月30日から令和3年3月31日（※）までに取得した資産が特例対象となります。</p> <p>※現行の特例措置対象も含め2年延長する見込みです。</p>						
特例率	<p>0以上2分の1以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。</p> <p>※東京都（23区）は特例割合ゼロとなる予定です（令和2年8月現在）。</p>						
申告方法	<p>東京都主税局HPをご覧ください。  <a href="https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_revo.html">https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_revo.html</a></p>						
その他	<p>先端設備等導入計画の認定申請については、各特別区へお問い合わせください。</p>						
<p>詳しくは、主税局HPをご覧ください。  <b>【お問合せ先】</b> 資産が所在する区にある都税事務所</p> <div style="text-align: right;"> <span data-bbox="1002 1984 1246 2033">主税局 コロナ</span> <span data-bbox="1278 1984 1417 2033">検索 </span> </div>							

## 10月広報事項⑭

【件名】

**新型コロナウイルス感染症対策に伴う都税事務所等業務体制縮小のお知らせ**

【内容】

新型コロナウイルス感染症対策のため、都税事務所等における業務運営体制を縮小しております。

郵送や電子申告によるお手続き、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う 都税事務所等業務体制縮小のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策のため、都税事務所等における業務運営体制を縮小しております。

郵送や電子申告によるお手続き、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。



※主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを以下のとおり設けております。ぜひご利用ください。

### ◆都税に係る各種証明書等の申請

郵送による申請も受け付けております。申請書、手数料(定額小為替)、返信用封筒(あて先を記入、郵便切手を貼ったもの)等を同封の上、ご申請ください。

以下の証明書等の申請については、都税証明郵送受付センター宛にお送りください。

- ▶ 納税証明書、自動車税(種別割)納税証明書(継続検査等用) 等
- ▶ 23区内の固定資産(土地・家屋)の評価証明書、関係証明書、課税台帳、名寄帳 等

【送付先】〒112-8787 東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

### ◆都税の納付

スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付、ペイジー(Pay-easy)納付、地方税共通納税システムでの納付(eLTAX 電子納税)、口座振替等の方法があります。

### ◆都税の申告

郵送による申告も受け付けています。なお、受付印を押印した控の返送を希望される場合は、控とともに切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

また、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税及び固定資産税(償却資産)の申告は、電子申告(eLTAX)による方法もあります。

◆詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

主税局 窓口縮小

検索